

令和3年1月15日

保護者 様

京都府立海洋高等学校
校長 木村 嘉宏

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止については、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和3年1月13日に京都府を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。府立学校におけるこれまでの感染は、家庭内での感染が多く、生徒の学びの保障や心身への影響の観点から、京都府教育委員会では緊急事態宣言期間中であっても、府立学校において一律の臨時休業は実施しないこととしており、本校においても、感染防止対策を徹底しながら学習教育活動を継続いたします。

なお、部活動及び実習等の変更につきましては、各担当者の指示に従ってください。

つきましては、御家庭においても、感染拡大防止に向けて、下記のとおり対応いただきますよう、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 御家庭で御協力いただきたい内容について【以下、これまでのお知らせと同様の内容です。】

(1) 生徒の皆さんへ

- 学校に登校する時は、朝（登校前）の検温と健康観察をすること。発熱、咳等の風邪症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養すること。
- 下校時は、生徒同士で飲食や寄り道をせずに帰宅すること。
- 不要不急の外出はできるだけ避けることとし、特に20時以降の不要不急の外出は控えること。
- 外出する時は、【密閉・密集・密接】を避け、マスクを着用するとともに、こまめに手洗いをを行うこと。
- 帰省等を含め公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し会話を控えること。
- 感染者や濃厚接触者及び医療従事者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならぬよう、SNSの安易な使用を含め十分注意するとともに不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をすること。

(2) 保護者の皆様へ

- 御家庭においても「京都府における緊急事態措置」、「学校の新しい生活様式」等を踏まえた基本的な感染症対策を行っていただくとともに、人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動を行ってください。
- お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。また、御家族に発熱、咳などの症状がある場合には、登校を控えてください。その際、欠席についてはこれまでと同様の配慮をいたします。
- 本人及び御家族が体調不良・濃厚接触者等のため、保健所等でPCR検査を受検されることになった場合は、速やかに担任までお知らせください。

2 その他

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）又は夜間や休診、かかりつけ医がない方は、専用窓口〔京都府の例：きょうと新型コロナ医療相談センター：電話 075-414-5487〕へ相談し、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡（ホームページ等）には十分に御留意ください。
- (3) 御家庭でのお子様の様子から御不安・御心配な点がありましたら、担任や保健部等へ御相談ください。※ 連絡先：学校☎(0772-25-0331、平日8:30～17:00、以外留守電)、メール(kaiyou-hs@kyoto-be.ne.jp)